

○経済産業省令第五十三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第二百十八号）の施行に伴い、並びに特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十一条第二項及び特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項の規定に基づき、特許法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年六月十六日

経済産業大臣 萩生田光一

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(添付書面)

第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一〇十二 「略」

十三 特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者 その特許出願又は特許権が特許法施行令別表に掲げる独立行政法人（独立

(添付書面)

第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一〇十二 「略」

十三 特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者 その特許出願又は特許権が特許法施行令別表に掲げる独立行政法人（独立

行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第一項に規定する独立行政法人をい

う。）又は特殊法人（法律により直接に設立

された法人又は特別の法律により特別の設立

行為をもつて設立された法人であつて、総務

省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四

条第一項第八号の規定の適用を受けるものを

いう。）における技術に関する研究成果につ

いて、当該研究成果に係る当該独立行政法人

又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許

を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は

当該特許を受ける権利に基づいて取得した特

許権についての譲渡、専用実施権の設定その

行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第一項に規定する独立行政法人をい

う。）における技術に関する研究成果につい

て、当該研究成果に係る当該独立行政法人が

保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡

を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権

利に基づいて取得した特許権についての譲渡

、専用実施権の設定その他の行為により、当

該研究成果の活用を行おうとする民間事業者

に対し移転する事業の実施に係るものである

ことを証する書面

他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業の実施に係るものであることを証する書面

十四〽二十 「略」

十四〽二十 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。